

「交通事業者応援クーポン券」を発行

— 広報つばめ 10月1日号に掲載しタクシー等の利用促進を図ります —

新型コロナウイルス感染症緊急対策第3弾「11 Again」^{イレブンアゲイン}の一つである「交通事業者応援クーポン券」を広報つばめ 10月1日号で発行します。

今回はタクシー・自動車運転代行を利用の際に使えるクーポン券で、「燕応援フェニックスクーポン券」(広報つばめ 8月1日号掲載) や対象者へ個別にお送りした「敬老お祝いクーポン」との併用も可能です。なお、クーポン券取扱事業者は令和3年2月1日まで随時募集しています。

【交通事業者応援クーポンの概要】

クーポン券取扱事業者として登録されたタクシー・自動車運転代行業者で使用できます。

1. 発行：500円券×4枚
広報つばめ 10月1日号に掲載
2. 使用方法：1回の乗車につき1枚使用可能
※「燕応援フェニックスクーポン券」および「敬老お祝いクーポン券」との併用が可能
3. 使用期限：令和3年2月28日(日)まで
4. その他：「燕応援フェニックスクーポン券」と「敬老お祝いクーポン券」は10月31日(土)が使用期限となります。

【クーポン券取扱事業者について】

1. 登録業者：市内12事業者(9月16日現在)
2. 登録条件：新型コロナウイルス感染症の感染防止対策に取り組み、『「NO!!3密」実践宣言書』を掲示していること
3. 募集期間：令和3年2月1日(月)まで随時募集
詳しくは下記担当までお問い合わせください。



「ふるさと燕」を守ろう！

新型コロナウイルス感染症緊急対策

フェニックス11+
イレブンアゲイン

本件についてのお問い合わせ先
市民生活部 生活環境課：鈴木
電話：0256-77-8162(直通)